

第2章第5節 第1 消防用水

第5節 消防用水・消火活動上必要な施設

第1 消防用水

令第27条の規定によるほか、次によること。

1 設置場所

令第27条第3項第2号及び第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 消防用水は敷地内に設けること。
- (2) 令第27条第3項第2号に規定する「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の各部分（地上1m程度）をいうものとする。

2 地盤面下に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

(1) 吸管投入孔

ア 吸管投入孔の大きさは、1辺の長さが0.6m以上の矩形又は直径が0.6m以上の円形とすること。

イ 吸管投入孔は、消防用水の有効水量（当該消防用水が設けられている地盤面の高さから4.5m以内の部分の水量をいう。）が80m³未満のものは1個以上、80m³以上のものは2個以上設けること。☆

ウ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合において、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両の通行に耐える強度のものとする。

◇

(2) 有効水源水量の確保 ◇

吸管を投入する部分に集水ピットを設け、その水深は、0.5m以上とし、その部分の広さは、1辺の長さ又は直径が0.6m以上とすること。

3 地盤面下に設ける消防用水で採水口を設けるもの

(1) 採水口

ア 採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号。以下この第1において「規格省令」という。）に規定される呼称75のめねじに適合する単口のものとすること。

イ 採水口の設置個数は、令第27条第3項第1項の規定により必要とされる水量に応じて、次の表の個数以上設けること。 ☆

水 量	40m ³ 未満	40m ³ 以上120m ³ 未満	120m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

ウ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。◇

(2) 配管

規則第12条第1項第6号ニ、ホ、ト及びチの規定並びに第2節第4 屋内消火栓設備8、(1)及び(2)、イからウまでの規定に準じて設けるほか、次によるこ

第2章第5節 第1 消防用水

と。

ア 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。

(3) 有効水源水量の確保

前2、(2)の規定によること。

4 地盤面より高い部分に設ける消防用水

(1) 採水口

ア 採水口は、前3、(1)の規定によること。

イ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(2) 配管

前3、(2)の規定によること。

(3) 採水口からの吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置 ◇

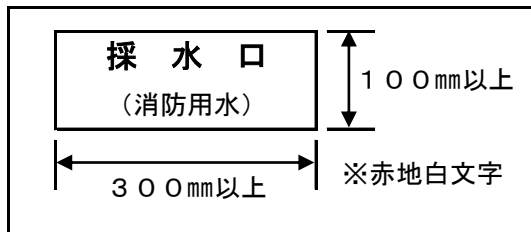
第2節第4 屋内消火栓設備6の規定を準用すること。

5 消防用水の表示標識 ◇

(1) 吸水管の投入孔にあつては、規則第34条の2（指定消防水利の標識）を準用すること。

(2) 採水口にあつては、次により標識を設けること。この場合において、標識の設置位置は、採水口の直近の見やすい位置とすること。

《採水口の標識》



6 開発行為等に伴い設置される防火水槽との兼用

消防用水の設置が必要となる防火対象物の敷地内に、開発行為等に伴い防火水槽が設置される場合は、消防用水の基準に適合するものに限り兼用を認めて差し支えない。